

# 最低賃金額の改正と業務改善助成金制度 窓口個別説明会のご案内

※岩手働き方改革推進支援センターの  
社会保険労務士がご相談に応じます。

最低賃金額が令和4年10月20日（木）から改正されます。

現行 821円 → 改正 854円

これに伴い、岩手働き方改革推進支援センターの専門家を講師に個別説明会を  
下記の日程で開催致しますので、ぜひご活用ください。

引き続き、働き方改革等窓口相談会も開催しております。

相談日 令和4年10月から令和5年3月までの第1木曜日、第3木曜日

会場 遠野商工会

相談時間 ①13:00～14:00 ②14:00～15:00  
③15:00～16:00

申込方法 下記申込書にご記入の上、ファックスで送信いただくか、お電話でご連絡くだ  
さい。

## 申 込 書

相談内容				
企業名		ご担当者名		電話番号（ ）
希望日時	第1希望	月 日	①13:00～14:00 <input type="checkbox"/>	②14:00～15:00 <input type="checkbox"/>
			③15:00～16:00 <input type="checkbox"/>	
	第2希望	月 日	①13:00～14:00 <input type="checkbox"/>	②14:00～15:00 <input type="checkbox"/>
			③15:00～16:00 <input type="checkbox"/>	

※ 予約状況により希望に添えない場合により時間が前後する場合がありますので、あらかじめご了承ください

内容の照会及び申込は、下記まで

主催 遠野商工会・共催（専門家派遣先）岩手働き方改革推進支援センター

tel 0198-62-2456/fax 0198-62-2356 tel 0120-664-643